

福生市における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準の運用指針

福生市における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準（以下「基準」という。）の各項は、都市計画法、建築基準法、道路法、土地区画整理法及び都市再開発法に依拠しているため、それぞれの規定に照らして、次により運用する。

- 1 第2項の第1号中「未着手」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう
 - (1) 都市計画法第59条による認可がされていないもの
 - (2) 道路事業において、道路法第18条による道路区域の決定がされていないもの
 - (3) 土地区画整理事業において、土地区画整理法による認可がされていないもの
 - (4) 市街地再開発事業において、都市再開発法による認可がされていないもの
- 2 第3項の第1号中「階数」、「高さ」及び「地階」の定義については、建築基準法施行令第1条及び第2条に定めるところによるものとする。
- 3 第3項の第2号中「その他これらに類する構造」とは、壁式サマコン造、壁式プレキャスト・コンクリート造又はALCパネル構造のことをいう。
- 4 第3項の第4号中「将来において、都市計画道路区域内及び都市計画公園・緑地区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮」は、建築物の分離後も、継続的な使用を可能とする設計[建築物の分離後も道路への出入りが可能となる構造とするなど]を行うものいう。
- 5 許可の申請に当たっては、都市計画法施行規則第39条に定める許可申請書（別記様式第10）を提出させるものとする。